

監査結果報告

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を船橋市監査基準に則り、次のとおり実施した。

第1 監査の対象

- ・健康・高齢部（健康政策課、地域包括ケア推進課、国保年金課、高齢者福祉課、介護保険課、看護専門学校）
- ・保健所（保健総務課、地域保健課、健康づくり課、衛生指導課）
- ・都市計画部（都市政策課、技術管理課、都市計画課）
- ・生涯学習部（社会教育課、文化課、青少年課、生涯スポーツ課、中央公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館、高根台公民館、西図書館、市民文化ホール、郷土資料館、青少年センター）

第2 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年10月31日までの間の財務に関する事務等の執行について（必要に応じて上記以外の期間についても範囲とした。）

第3 監査を実施した監査委員

栗林 紀子
齋藤 弘之
大矢 敏子
橋本 和子

第4 監査の着眼点

①予算の執行状況、②現金の取扱状況、③書類の整理状況、④財産の管理状況等について、合規性を主眼に、リスクに応じた着眼点を設定し予備調査を行うとともに、予備調査を基に監査の必要性及び効果等を考慮して対象事業を選定し、事務の執行について、効率性、経済性及び有効性の観点から監査を実施した。

第5 監査の実施内容

令和4年1月4日から令和4年4月28日まで、各監査対象部局及び監査委員事務局において、関係書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第6 監査の結果

健康・高齢部

1 各課等の主な仕事及び予算の執行状況は、次のとおりである。

(1) 健康政策課

① 課の主な仕事

- ・保健、医療及び福祉の連携に関する施策の調査、研究及び企画に関すること
- ・ふなばし健やかプラン21の推進に関すること
- ・リハビリテーション病院に関すること
- ・医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること
- ・保健所との連絡調整に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
50	10	15	10	円	円	円	円
分担金 及び 負担金	負担金	衛生費 負担金	保健 衛生費 負担金	16,847,000	0	0	0
55	10	10	10				
使用料 及び 手数料	使用料	総務 使用料	総務 使用料	2,000	2,500	2,500	0
	15	15	10				
	手数料	衛生 手数料	保健衛生 手数料	4,465,000	2,009,150	1,654,400	354,750
65	15	20	10				
県支出金	県補助金	衛生費 県補助金	保健 衛生費 県補助金	4,840,230,000	1,466,839,000	1,091,455,000	375,384,000
70	10	10	10				
財産収入	財産 運用収入	財産 貸付収入	土地建物 貸付収入	360,000	320,100	320,100	0
90	20	10	10				
諸収入	貸付金 元利収入	貸付金 元利収入	奨学金等 償還金	15,000,000	14,367,667	12,589,417	1,778,250
	35	35	20				
	雑入	雑入	雑入	186,879,000	95,046,417	91,753,600	3,292,817
合 計				5,063,783,000	1,578,584,834	1,197,775,017	380,809,817

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
20	10	30	円	円	%	円
民生費	社会福祉費	老人福祉 施設費	32,541,000	21,766,894	66.9	10,774,106

25 衛生費	10 保健衛生費	10 保健衛生費 総務費	2,155,162,555	1,166,468,287	54.1	988,694,268
		15 予防費	4,921,054,000	2,018,923,000	41.0	2,902,131,000
		20 保健活動費	44,879,000	21,386,293	47.7	23,492,707
		25 保健施設費	421,984,445	282,079,717	66.8	139,904,728
合 計			7,575,621,000	3,510,624,191	46.3	4,064,996,809

(2) 地域包括ケア推進課

① 課の主な仕事

- ・地域包括ケアシステムの構築に関すること
- ・船橋在宅医療ひまわりネットワークに関すること
- ・船橋市在宅医療支援拠点に関すること
- ・地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに関すること
- ・認知症施策の推進(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること 等

② 予算の執行状況(令和3年10月31日現在)

[一般会計]

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
65	15	15	20	円	円	円	円
県支出金	県補助金	民生費 県補助金	老人 福祉費 県補助金	3,750,000	3,750,000	0	3,750,000
90	35	35	20	60,854,000	20,116,274	20,116,274	0
諸収入	雑入	雑入	雑入				
合 計				64,604,000	23,866,274	20,116,274	3,750,000

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
20	10	10	円	円	%	円
民生費	社会福祉費	社会福祉 総務費	11,179,000	4,469,060	40.0	6,709,940
		25 老人福祉費	72,938,000	27,219,501	37.3	45,718,499
合 計			84,117,000	31,688,561	37.7	52,428,439

[特別会計]

[介護保険事業特別会計]

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
50	25	35	10	円	円	円	円
諸収入	雑入	雑入	雑入	67,286,000	20,121,487	20,115,881	5,606
			15 保険料	178,000	99,207	99,207	0
合 計				67,464,000	20,220,694	20,215,088	5,606

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
22 地域支援 事業費	11 介護予防・ 生活支援 サービス事業費	10 介護予防・ 生活支援 サービス事業費	円	円	%	円
			434,043,000	169,818,206	39.1	264,224,794
	12 一般介護 予防事業費	10 一般介護 予防事業費	3,504,000	225,400	6.4	3,278,600
		15 包括的 支援事業・ 任意事業費	10 包括的支援 事業費	654,979,000	307,244,455	46.9
	15 任意事業費		37,751,000	10,506,034	27.8	27,244,966
	20 その他諸費	10 その他諸費	1,710,000	466,650	27.3	1,243,350
合 計			1,131,987,000	488,260,745	43.1	643,726,255

(3) 国保年金課

① 課の主な仕事

- ・国民健康保険事業の企画及び運営に関すること
- ・被保険者の資格の取得及び喪失に関すること
- ・国民健康保険料の賦課、収納及び督促に関すること
- ・国民健康保険料の滞納整理に関すること
- ・後期高齢者医療に関すること
- ・国民年金の調査及び統計に関すること 等

② 予算の執行状況 (令和3年10月31日現在)

[一 般 会 計]

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
60 国庫支出金	10 国庫負担金	10 民生費 国庫負担金	10 社会福祉 国庫負担金	円 405,933,000	円 0	円 0	円 0
	20 委託金	10 民生費 委託金	10 社会福祉 委託金	100,699,000	63,409,000	44,384,000	19,025,000
65 県支出金	10 県負担金	15 民生費 県負担金	10 社会福祉 県負担金	1,877,355,000	0	0	0
90 諸収入	25 受託事業 収入	10 受託事業 収入	10 受託事業 収入	1,266,000	0	0	0
	35 雑入	35 雑入	20 雑入	20,000,000	0	0	0
合 計				2,405,253,000	63,409,000	44,384,000	19,025,000

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
20 民生費	10 社会福祉費	10 社会福祉 総務費	円 5,142,500,000	円 0	% 0.0	円 5,142,500,000
		25 老人福祉費	6,427,009,000	3,456,811,417	53.8	2,970,197,583
		35 国民年金費	1,720,000	546,200	31.8	1,173,800
合 計			11,571,229,000	3,457,357,617	29.9	8,113,871,383

[特 別 会 計]

[国民健康保険事業特別会計]

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
10	10	10	10				
国民健康 保険料	国民健康 保険料	一般 被保険者 国民健康 保険料	医療 給付費分 現年 賦課分	円 6,853,900,000	円 7,559,796,524	円 3,579,504,319	円 3,980,292,205
			11 介護 納付金分 現年 賦課分	596,600,000	659,607,656	275,208,999	384,398,657
			12 後期 高齢者 支援金分 現年 賦課分	2,503,500,000	2,763,355,910	1,193,101,862	1,570,254,048
			15 医療 給付費分 滞納 繰越分	508,400,000	1,713,775,479	296,555,902	1,417,219,577
			16 介護 納付金分 滞納 繰越分	51,700,000	186,454,893	27,616,940	158,837,953
			17 後期 高齢者 支援金分 滞納 繰越分	169,600,000	643,159,503	87,524,539	555,634,964
		15 退職 被保険者 等 国民健康 保険料	10 医療 給付費分 現年 賦課分	2,000	0	0	0
			11 介護 納付金分 現年 賦課分	2,000	0	0	0
			12 後期 高齢者 支援金分 現年 賦課分	2,000	0	0	0

			15 医療給付費分納繰越分	830,000	2,613,221	511,101	2,102,120
			16 介護納付金分納繰越分	164,000	493,006	100,820	392,186
			17 後期高齢者支援金分納繰越分	300,000	926,992	188,098	738,894
15 国庫支出金	15 国庫補助金	40 災害臨時特例補助金	10 災害臨時特例補助金	100,000	0	0	0
25 県支出金	10 県補助金	20 保険給付費等交付金	10 普通交付金	31,928,810,000	33,372,473,740	17,987,761,000	15,384,712,740
			15 特別交付金	504,502,000	240,864,000	240,864,000	0
33 財産収入	10 財産運用収入	10 基金運用収入	10 基金運用収入	500,000	0	0	0
35 繰入金	10 一般会計繰入金	10 一般会計繰入金	10 保険基金安定繰入金	1,924,085,000	0	0	0
			15 職員給与等繰入金	878,598,000	0	0	0
			20 出産育児一時金等繰入金	112,000,000	0	0	0
			21 国保財政安定化支援事業繰入金	95,617,000	0	0	0
			25 その他一般会計繰入金	2,132,000,000	0	0	0
	15 基金繰入金	10 財政調整基金繰入金	10 財政調整基金繰入金	72,000,000	0	0	0

40	10	10	10				
繰越金	繰越金	繰越金	繰越金	100,000	120,482	120,482	0
45 諸収入	10 延滞金 ・加算金 及び過料	10	10	78,270,000	40,857,028	40,849,028	8,000
		一般 被保険者 延滞金	一般 被保険者 延滞金				
		15	10	1,810,000	426,030	426,030	0
		退職 被保険者 等延滞金	退職 被保険者 等延滞金				
	20	10	10,000	0	0	0	
		過料	過料				
	25	10	10,000	0	0	0	
	一部 負担金	一部 負担金	10	10			
		現年分					
	30 雑入	10	10	10,000	0	0	0
		滞処 分費	滞処 分費				
		15	10	10,000	0	0	0
		弁償金	弁償金				
		20	10	43,100,000	4,477,819	4,477,819	0
		一般 被保険者 第三者 納付金	一般 被保険者 第三者 納付金				
25		10	500,000	0	0	0	
退職 被保険者 等第三者 納付金		退職 被保険者 等第三者 納付金					
30	10	26,000,000	47,988,146	22,366,586	25,621,560		
一般 被保険者 返納金	一般 被保険者 返納金						
35	10	2,000	5,663	0	5,663		
退職 被保険者 等返納金	退職 被保険者 等返納金						
40	05	100,000	65,400	65,100	300		
使用料 及び 手数料	手数料						
45	10	12,000	433,117	378,702	54,415		
雑入	雑入						
	15	102,000	120,758	120,758	0		
	保 険 料						
合 計				48,483,248,000	47,238,015,367	23,757,742,085	23,480,273,282

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
10 総務費	10 総務管理費	10 一般管理費	円 640,650,000	円 238,977,481	% 37.3	円 401,672,519
		15 徴収費	10 賦課総務費	172,860,000	85,959,508	49.7
		15 賦課徴収費	65,290,000	29,789,435	45.6	35,500,565
	15 保険給付費	10 療養諸費	10 一般被保険者療養給付費	27,340,352,072	14,863,627,913	54.4
15 退職被保険者等療養給付費			407,928	0	0.0	407,928
20 一般被保険者療養費			274,320,000	183,288,016	66.8	91,031,984
25 退職被保険者等療養費			100,000	0	0.0	100,000
30 審査支払手数料			71,830,000	40,586,232	56.5	31,243,768
15 高額療養費			10 一般被保険者高額療養費	4,234,231,084	2,502,354,855	59.1
		15 退職被保険者等高額療養費	118,916	0	0.0	118,916
		20 一般被保険者高額介護合算療養費	6,900,000	5,019,809	72.8	1,880,191
		25 退職被保険者等高額介護合算療養費	200,000	0	0.0	200,000
17 移送費		10 一般被保険者移送費	300,000	0	0.0	300,000
		15 退職被保険者等移送費	50,000	0	0.0	50,000
20 出産育児諸費		10 出産育児一時金	167,212,523	94,094,497	56.3	73,118,026
		20 支払手数料	90,000	39,060	43.4	50,940
25 葬祭諸費		10 葬祭費	36,000,000	28,700,000	79.7	7,300,000
30 傷病手当金		10 傷病手当金	1,787,477	1,617,617	90.5	169,860

21 国民健康 保険事業 納付金	10 医療給付費分	10 一般被保険者 医療給付費分	10,107,510,000	5,255,884,902	52.0	4,851,625,098
	15 後期高齢者 支援金等分	10 一般被保険者 後期高齢者 支援金等分	3,683,110,000	1,915,219,117	52.0	1,767,890,883
	20 介護納付金分	10 介護納付金分	1,090,780,000	567,202,050	52.0	523,577,950
25 共同事業 拠出金	10 共同事業 拠出金	15 その他共同事業 事務費拠出金	100,000	0	0.0	100,000
30 保健事業 費	10 保健事業費	10 保健事業費	13,980,000	5,096,473	36.5	8,883,527
		15 保健施設費	420,000	0	0.0	420,000
35 諸支出金	10 償還金及び 還付加算金	10 一般被保険者 保険料還付金	89,000,000	75,279,932	84.6	13,720,068
		15 退職被 保険者等 保険料還付金	200,000	11,960	6.0	188,040
		20 償還金	5,000,000	0	0.0	5,000,000
40 予備費	10 予備費	10 予備費	100,000,000	0	0.0	100,000,000
合 計			48,102,800,000	25,892,748,857	53.8	22,210,051,143

〔後期高齢者医療事業特別会計〕

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
10 後期 高齢 医療 保険料	10 後期 高齢 医療 保険料	10 特別徴収 保険料	10 現年度分 特別徴収 保険料	円	円	円	円
		15 普通徴収 保険料	10 現年度分 普通徴収 保険料	4,243,400,000	4,253,217,400	2,236,894,400	2,016,323,000
			15 滞納 繰越分 普通徴収 保険料				
				2,828,900,000	2,598,363,500	1,192,659,860	1,405,703,640
				36,200,000	97,029,040	12,667,050	84,361,990
15 使用料 及び 手数料	10 手数料	10 証明 手数料	10 証明 手数料	100,000	2,400	2,100	300
20 繰入金	10 他会計 繰入金	10 一般会計 繰入金	10 職員 給与費等 繰入金	71,200,000	0	0	0

			15 事務費 繰入金	66,600,000	0	0	0
			20 保険 基盤安定 繰入金	1,120,300,000	0	0	0
			25 その他 繰入金	10,000,000	0	0	0
25 繰越金	10 繰越金	10 繰越金	10 繰越金	100,000	6,997,340	6,997,340	0
30 諸収入	10 延滞金	10 延滞金	10 延滞金	1,500,000	254,200	254,200	0
	・加算金 及び過料	15 過料	10 過料	10,000	0	0	0
	15 償還金 及び還付 加算金	10 保険料 還付金	10 保険料 還付金	20,000,000	18,228,100	12,464,400	5,763,700
		15 還付金 加算金	10 還付金 加算金	500,000	12,400	9,000	3,400
	22 受託事業 収入	10 受託事業 収入	10 受託事業 収入	8,160,000	0	0	0
	25 雑入	10 滞処分 費	10 滞処分 費	10,000	0	0	0
		15 雑入	10 雑入	20,000	8,280	8,280	0
合 計				8,407,000,000	6,974,112,660	3,461,956,630	3,512,156,030

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
10 総務費	10 総務管理費	10 一般管理費	円 123,210,000	円 63,348,917	% 51.4	円 59,861,083
	15 徴収費	10 徴収費	22,890,000	11,390,614	49.8	11,499,386
15 後期高 齢者医 療広域 連合納 付金	10 後期高 齢者医 療広域 連合納 付金	10 後期高 齢者医 療広域 連合納 付金	8,230,400,000	3,118,707,660	37.9	5,111,692,340
20 諸支出金	10 償還金 及び還 付加算 金	10 保険料 還付金	20,000,000	18,569,700	92.8	1,430,300
		15 保険料 還付 加算 金	500,000	12,400	2.5	487,600
25 予備費	10 予備費	10 予備費	10,000,000	0	0.0	10,000,000
合 計			8,407,000,000	3,212,029,291	38.2	5,194,970,709

(4) 高齢者福祉課

① 課の主な仕事

- ・高齢者の生きがい対策事業に関すること
- ・養護老人ホームへの入所措置に関すること
- ・ひとり暮らし高齢者等についての在宅福祉事業に関すること
- ・在宅高齢者の家族介護者支援事業に関すること
- ・高齢者福祉施設整備及び運営の助成に関すること 等

② 予算の執行状況 (令和3年10月31日現在)

[一般会計]

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
50 分担金 及び 負担金	10 負担金	10 民生費 負担金	15 老人 福祉 費 負担金	円 25,807,000	円 12,332,886	円 10,875,769	円 1,457,117
55 使用料 及び 手数料	10 使用料	10 総務 使用料	10 総務 使用料	773,000	762,587	762,587	0
60 国庫 支出金	15 国庫 補助金	10 民生費 国庫 補助金	12 老人 福祉 費 国庫 補助金	61,865,000	7,700,000	0	7,700,000
65 県支出金	15 県補助金	15 民生費 県補助金	20 老人 福祉 費 県補助金	295,093,000	281,881,000	0	281,881,000
70 財産収入	10 財産 運用収入	10 財産 貸付収入	10 土地建物 貸付収入	929,000	929,049	929,049	0
90 諸収入	10 延滞金・ 加算金 及び過料	10 延滞金	10 延滞金	0	※ 9,100	0	9,100
	20 貸付金 元利収入	10 貸付金 元利収入	25 貸付金 元利収入	840,000	2,062,000	237,000	1,825,000
	35 雑入	35 雑入	20 雑入	56,327,000	26,100,681	19,437,092	6,663,589
合 計				441,634,000	331,777,303	32,241,497	299,535,806

※老人保護措置費負担金に係る延滞金

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
20 民生費	10 社会福祉費	10 社会福祉 総務費	円 106,091,000	円 106,091,000	% 100.0	円 0
		25 老人福祉費	2,360,607,000	1,056,438,785	44.8	1,304,168,215
		30 老人福祉 施設費	514,829,000	322,316,930	62.6	192,512,070
合 計			2,981,527,000	1,484,846,715	49.8	1,496,680,285

[特別会計]

[介護保険事業特別会計]

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
22 地域支援 事業費	15 包括的 支援事業・ 任意事業費	15 任意事業費	円 71,539,000	円 32,926,776	% 46.0	円 38,612,224

(5) 介護保険課

① 課の主な仕事

- ・介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること
- ・被保険者の資格の取得及び喪失に関すること
- ・介護給付に関すること
- ・要介護又は要支援の認定に関すること
- ・介護保険料の賦課、収納及び督促に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

[一 般 会 計]

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
60 国 支 出 金	10 国 庫 負 担 金	10 民 生 費 庫 負 担 金	10 社 福 国 会 社 社 費 費 庫 金	268,050,000	267,152,580	178,100,000	89,052,580
			05 社 福 国 会 社 社 費 費 庫 補 助 金	5,000,000	0	0	0
		10 民 生 費 庫 補 助 金	12 老 福 国 人 社 社 費 費 庫 補 助 金	4,000,000	0	0	0
65 県 支 出 金	10 県 負 担 金	15 民 生 費 県 負 担 金	10 社 福 県 会 社 社 費 費 庫 負 担 金	134,025,000	133,576,290	44,525,000	89,051,290
	15 県 補 助 金	15 民 生 費 県 補 助 金	20 老 福 県 人 社 社 費 費 庫 補 助 金	11,967,000	11,829,000	0	11,829,000
90 諸 収 入	35 雑 入	35 雑 入	20 雑 入	60,000	0	0	0
合 計				423,102,000	412,557,870	222,625,000	189,932,870

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
15 総 務 費	10 総 務 管 理 費	75 諸 費	22,000	22,000	100.0	0
20 民 生 費	10 社 会 福 祉 費	10 社 会 福 祉 費	7,122,850,000	0	0.0	7,122,850,000
		25 老 人 福 祉 費	61,262,000	17,338,071	28.3	43,923,929
合 計			7,184,134,000	17,360,071	0.2	7,166,773,929

[特 別 会 計]

[介護保険事業特別会計]

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	
10 介 護 保 險 料	10 介 護 保 險 料	10 第 1 号 被 保 險 者 保 險 料	10 現 年 度 分 特 別 徴 収 保 險 料	円 8,871,038,000	円 8,740,591,290	円 4,285,635,690	円 4,454,955,600	
			15 現 年 度 分 普 通 徴 収 保 險 料	759,873,000	893,113,720	371,241,750	521,871,970	
			20 滞 納 繰 越 分 普 通 徴 収 保 險 料	46,389,000	170,072,256	20,260,797	149,811,459	
15 国 庫 支 出 金	10 国 庫 負 担 金	10 介 護 給 付 負 担 金	10 現 年 度 分	7,576,900,000	7,576,880,498	4,419,800,000	3,157,080,498	
			15 国 庫 補 助 金	10 調 整 交 付 金	1,456,017,000	1,452,251,000	968,168,000	484,083,000
	20 介 護 保 險 事 業 費 補 助 金	10 介 護 保 險 事 業 費 補 助 金	10 現 年 度 分	17,200,000	0	0	0	
			21 災 害 臨 時 特 例 交 付 金	10 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	560,000	0	0	0
			31 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	10 現 年 度 分	370,248,000	0	0	0
35 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (包 括 的 支 援 事 業 等)	10 現 年 度 分	10 現 年 度 分	319,132,000	0	0	0		

		38 保 險 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金	10 現 年 度 分	74,547,000	74,547,000	0	74,547,000
		39 介 護 保 險 保 險 者 努 力 支 援 交 付 金	10 介 護 保 險 保 險 者 努 力 支 援 交 付 金	65,796,000	65,796,000	0	65,796,000
20 支 払 基 金 交 付 金	10 支 払 基 金 交 付 金	10 介 護 給 付 費 交 付 金	10 現 年 度 分	11,225,713,000	12,652,220,000	6,326,114,000	6,326,106,000
			15 過 年 度 分	96,136,000	96,136,143	96,136,143	0
		15 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	10 現 年 度 分	425,387,000	425,356,000	212,680,000	212,676,000
			15 過 年 度 分	8,935,000	8,935,282	8,935,282	0
25 県 支 出 金	10 県 負 担 金	10 介 護 給 付 費 負 担 金	10 現 年 度 分	5,935,500,000	5,923,611,036	2,961,800,000	2,961,811,036
	20 県 補 助 金	16 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	10 現 年 度 分	196,934,000	0	0	0
		20 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (包 括 的 支 援 事 業 等)	10 現 年 度 分	159,566,000	0	0	0
30 財 産 收 入	10 財 産 運 用 收 入	10 基 金 運 用 收 入	10 基 金 運 用 收 入	1,000,000	2,720	2,720	0
	15 財 産 売 払 收 入	10 物 品 売 払 收 入	10 物 品 売 払 收 入	100,000	0	0	0
40 繰 入 金	10 他 会 計 繰 入 金	10 一 般 会 計 繰 入 金	10 現 年 度 分 介 護 保 險 給 付 費 繰 入 金	5,196,965,000	0	0	0
			18 現 年 度 分 地 域 支 援 事 業 繰 入 金 (包 括 的 支 援)	159,566,000	0	0	0

			19 現年度分 地域支援 事業繰入 金（介護 予防・日 常生活支 援）	196,939,000	0	0	0
			20 職 員 給与費等 繰入 金	358,700,000	0	0	0
			25 事 務 費 繰入 金	664,580,000	0	0	0
			27 低所得者 保険料軽 減繰入金	536,100,000	0	0	0
			30 そ の 他 繰入 金	10,000,000	0	0	0
	15 基 金 繰入 金	10 財政調整 基金 繰入 金	10 財政調整 基金 繰入 金	431,850,000	0	0	0
45 繰越金	10 繰越金	10 繰越金	10 繰越金	483,038,000	483,037,574	483,037,574	0
50 諸収入	10 延滞金・ 加算金 及び過料	10 延滞金	10 第1号 被保険者 延滞金	600,000	720,567	720,567	0
			15 延滞金	60,000	85,763	10,000	75,763
		20 過料	10 過料	10,000	0	0	0
	15 市預金子 利	10 市預金子 利	10 預金利子	10,000	0	0	0
	20 受託事業 収入	10 受託事業 収入	10 受託事業 収入	1,440,000	0	0	0
	25 雑入	10 滞納 処分費	10 滞納 処分費	10,000	0	0	0
		20 第三者 納付金	10 第三者 納付金	3,000,000	1,167,317	1,167,317	0
	25 返納金	10 返納金	120,000	556,630	55,662	500,968	

	30 使用料 及 手数料	05 手数料	1,000	0	0	0
	35 雑入	10 雑入	1,267,000	1,790,313	1,145,180	645,133
		15 保険料	418,000	221,719	196,954	24,765
合 計			45,651,645,000	38,567,092,828	20,157,107,636	18,409,985,192

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
10 総務費	10 総務管理費	10 一般管理費	円 677,740,000	円 306,901,708	% 45.3	円 370,838,292
	15 徴収費	10 賦課徴収費	29,850,000	18,115,702	60.7	11,734,298
	20 介護認定 審査会費	10 介護認定 審査会費	236,650,000	67,192,849	28.4	169,457,151
		15 認定調査費	103,160,000	53,643,098	52.0	49,516,902
15 保険 給付費	10 介護サービス 等諸費	10 介護サービス 等給付費	38,650,200,000	19,561,055,532	50.6	19,089,144,468
		15 介護予防 サービス等諸費	731,600,000	337,008,766	46.1	394,591,234
		20 その他諸費	35,600,000	18,675,450	52.5	16,924,550
	15 高額介護 サービス等費	10 高額介護 サービス費	1,135,870,000	672,616,555	59.2	463,253,445
		15 高額介護 予防 サービス費	630,000	356,295	56.6	273,705
	17 高額医療 合算介護 サービス等費	10 高額医療合算 介護サービス費	266,760,000	158,490,022	59.4	108,269,978
		15 高額医療合算 介護 予防 サービス費	1,240,000	701,314	56.6	538,686
	20 特別給付費	10 特別給付費	3,700,000	1,272,041	34.4	2,427,959
	25 特定入所者 介護 サービス等費	10 特定入所者 介護サービス費	754,370,000	448,848,992	59.5	305,521,008
		15 特定入所者 介護 予防 サービス費	230,000	25,550	11.1	204,450

22 地域支援 事業費	11 介護予防・ 生活支援 サービス事業費	10 介護予防・ 生活支援 サービス事業費	1,110,477,000	471,741,293	42.5	638,735,707
	15 包 括 的 支 援 事 業・ 任 意 事 業 費	15 任 意 事 業 費	16,250,000	6,602,228	40.6	9,647,772
	20 そ の 他 諸 費	10 そ の 他 諸 費	2,220,000	932,850	42.0	1,287,150
30 基 金 積 立 金	10 基 金 積 立 金	10 財 政 調 整 基 金 積 立 金	1,000,000	2,720	0.3	997,280
35 諸支出金	10 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10 第1号被保険者 保 険 料 還 付 金	19,100,000	13,032,920	68.2	6,067,080
		15 償 還 金	588,109,000	0	0.0	588,109,000
	20 災 害 臨 時 特 例 利 用 者 負 担 額 軽 減 支 援 費	10 災 害 臨 時 特 例 利 用 者 負 担 額 軽 減 支 援 費	1,400,000	0	0.0	1,400,000
40 予 備 費	10 予 備 費	10 予 備 費	10,000,000	0	0.0	10,000,000
合 計			44,376,156,000	22,137,215,885	49.9	22,238,940,115

(6) 看護専門学校

① 看護専門学校の仕事

- ・看護師の養成並びに教育課程の企画及び実施に関すること
- ・学生の学習指導、健康管理、生活指導等に関すること
- ・学生の募集に関すること
- ・学生の入学、休学、退学及び卒業に関すること
- ・校舎等の管理に関すること

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55 使用料 及 手数料	10 使用料	10 総務 使用料	10 総務 使用料	円 608,000	円 608,250	円 608,250	円 0
		20 衛生 使用料	20 看護 専門学校 授業料等	22,800,000	21,147,200	19,887,200	1,260,000
	15 手数料	15 衛生 手数料	30 看護専門 学校入学 検定料等	1,170,000	321,800	321,300	500
70 財産収入	10 財産運用 収入	10 財産貸付 収入	10 土地建物 貸付収入	659,000	659,747	659,747	0
	15 財産売払 収入	15 物品売払 収入	10 物品売払 収入	90,000	68,880	68,880	0
90 諸収入	35 雑入	35 雑入	20 雑入	710,000	414,563	353,462	61,101
合 計				26,037,000	23,220,440	21,898,839	1,321,601

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
25 衛生費	10 保健衛生費	30 看護専門 学校費	円 270,490,000	円 24,704,063	% 9.1	円 245,785,937

2 監査の結論

監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

[指摘事項]

④ 財産の管理状況

- ・ 物品管理要綱第21条では、不用の決定をした物品で、転活用できない物品は、処分方法を決定し、備品の場合は備品処分決議票により、備品以外の物品の場合は物品処分決議票により会計管理者に通知しなければならないとされているが、処分済のノートパソコン5台について、会計管理者に備品処分決議票の通知がされていなかった。（国保年金課）

[要望事項]

物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第1号で備品台帳が規定されているが、所管施設などで使用している備品の台帳上の所在場所が変更されず購入した課のままになっている事案が複数課で見られた。各所管においては、同規則第22条に規定されている物品の調査をはじめ、再度物品管理規則を確認し、適正に事務処理を行うよう要望する。

保健所

1 各課の主な仕事及び予算の執行状況は、次のとおりである。

(1) 保健総務課

① 課の主な仕事

- ・地域保健思想の普及及び向上に関すること
- ・災害時支援対策に関すること
- ・医療法（昭和23年法律第205号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に関すること
- ・細菌検査及びウイルス検査に関すること
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関すること
- ・保健福祉センターの管理に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

（歳入）

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	10	10	10	円	円	円	円
使用料及び手数料	使用料	総務使用料	総務使用料	5,194,000	5,069,934	5,069,934	0
	15	15	10				
	手数料	衛生手数料	保健衛生手数料	2,771,000	2,134,000	2,134,000	0
60	10	15	10				
国庫支出金	国庫負担金	衛生費国庫負担金	保健衛生費国庫負担金	717,020,000	12,686,963	12,686,963	0
	15	15	10				
	国庫補助金	衛生費国庫補助金	保健衛生費国庫補助金	3,816,000	2,985,219	2,985,219	0
	20	15	10				
	委託金	衛生費委託金	保健衛生費委託金	7,167,000	0	0	0
65	10	20	10				
県支出金	県負担金	衛生費県負担金	保健衛生費県負担金	856,006,000	0	0	0
	15	20	10				
	県補助金	衛生費県補助金	保健衛生費県補助金	192,242,000	0	0	0
70	10	10	10				
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	2,918,000	2,867,157	2,867,157	0
90	35	35	20				
諸収入	雑収入	雑収入	雑収入	7,677,000	5,181,935	3,422,826	1,759,109
	合	計		1,794,811,000	30,925,208	29,166,099	1,759,109

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
15 総務費	10 総務管理費	75 諸費	円 459,376	円 459,376	% 100.0	円 0
25 衛生費	10 保健衛生費	10 保健衛生費 総務費	894,000	350,000	39.1	544,000
		15 予防費	2,390,659,000	939,166,919	39.3	1,451,492,081
		20 保健活動費	2,513,000	400,114	15.9	2,112,886
		50 保健所費	140,148,000	65,121,562	46.5	75,026,438
合計			2,534,673,376	1,005,497,971	39.7	1,529,175,405

(2) 地域保健課

① 課の主な仕事

- ・健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事
- ・母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく母子保健に関する事業に関する事
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に関する事
- ・小児慢性特定疾病に関する事
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に関する事（精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事を除く。）等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

（歳入）

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
50 分担金 及び 負担金	10 負担金	15 衛生費 負担金	10 保健費 負担金	円 6,985,000	円 5,935,300	円 5,886,700	円 48,600
60 国庫 支出金	10 国庫 負担金	15 衛生費 国庫 負担金	10 保健費 国庫 負担金	90,652,000	3,200,000	0	3,200,000
	15 国庫 補助金	15 衛生費 国庫 補助金	10 保健費 国庫 補助金	145,255,000	0	0	0
	20 委託金	15 衛生費 委託金	10 保健費 委託金	614,000	0	0	0
65 県支出金	10 県負担金	20 衛生費 県負担金	10 保健費 県負担金	8,130,000	0	0	0
	15 県補助金	20 衛生費 県補助金	10 保健費 県補助金	19,126,000	0	0	0
90 諸収入	35 雑入	35 雑入	20 雑入	28,000	121,356	121,356	0
合 計				270,790,000	9,256,656	6,008,056	3,248,600

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
20 民生費	10 社会福祉費	10 社会福祉 総務費	円 1,365,000	円 1,211,000	% 88.7	円 154,000
		15 障害者福祉費	195,121,000	5,933,290	3.0	189,187,710
		10 保健衛生費	1,174,167,000	561,836,898	47.8	612,330,102
25 衛生費	10 保健衛生費	15 予防費	3,261,000	371,817	11.4	2,889,183
		20 保健活動費	36,668,000	20,416,852	55.7	16,251,148
		25 保健施設費	54,476,000	33,781,623	62.0	20,694,377
		合計	1,465,058,000	623,551,480	42.6	841,506,520

(3) 健康づくり課

① 課の主な仕事

- ・特定健康診査及び特定保健指導に関すること
- ・健康増進法に基づく健康診査事業等（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること
- ・各種がん検診に関すること
- ・予防接種に関すること
- ・介護予防事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

[一 般 会 計]

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
60 国庫支出金	10 国庫負担金	15 衛生費 国庫負担金	10 保健衛生費 国庫負担金	円 2,590,724,000	円 960,377,759	円 960,377,759	円 0
	15 国庫補助金	15 衛生費 国庫補助金	10 保健衛生費 国庫補助金	2,960,312,000	733,838,000	586,777,000	147,061,000
65 県支出金	15 県補助金	15 民生費 県補助金	10 社会福祉費 県補助金	186,000	0	0	0
		20 衛生費 県補助金	10 保健衛生費 県補助金	32,600,000	0	0	0
90 諸収入	25 受託事業収入	10 受託事業収入	10 受託事業収入	398,970,000	60,214,303	60,214,303	0
合 計				5,982,792,000	1,754,430,062	1,607,369,062	147,061,000

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
20 民生費	10 社会福祉費	25 老人福祉費	円 438,875,000	円 125,132,148	% 28.5	円 313,742,852
25 衛生費	10 保健衛生費	10 保健衛生費 総務費	55,380,000	41,573,945	75.1	13,806,055
		15 予防費	7,275,508,000	2,661,526,865	36.6	4,613,981,135
		20 保健活動費	1,174,090,000	360,295,710	30.7	813,794,290
合 計			8,943,853,000	3,188,528,668	35.7	5,755,324,332

[特 別 会 計]

[国民健康保険事業特別会計]

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
25 県支出金	10 県補助金	10 国民健康保険事業費補助金	30 健康増進事業費補助金	円 334,000	円 0	円 0	円 0
		20 保険給付費等交付金	15 特別交付金	161,354,000	0	0	0
45 諸収入	30 雑収入	45 雑収入	10 雑収入	0	※ 156,494	156,494	0
			15 保険料	64,000	31,360	27,931	3,429
合 計				161,752,000	187,854	184,425	3,429

※雇用保険料令和2年度確定分還付等

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
30 保健事業費	15 特定健康診査等事業費	10 特定健康診査等事業費	円 542,200,000	円 172,437,411	% 31.8	円 369,762,589

[介護保険事業特別会計]

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
22 地域支援事業費	12 一般介護予防事業費	10 一般介護予防事業費	円 73,707,000	円 17,876,290	% 24.3	円 55,830,710

(4) 衛生指導課

① 課の主な仕事

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関すること
- ・狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に関すること
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に関すること
- ・動物愛護指導センターに関すること
- ・理容師法（昭和22年法律第234号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

（歳入）

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	10	10	10	円	円	円	円
使用料 及び 手数料	使用料	総務 使用料	総務 使用料	2,000	2,830	2,830	0
	15	15	10				
	手数料	衛生 手数料	保健衛生 手数料	34,834,000	25,638,430	25,137,730	500,700
90	35	35	20				
諸収入	雑入	雑入	雑入	22,000	8,650	8,530	120
合 計				34,858,000	25,649,910	25,149,090	500,820

（歳出）

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
25	10	15	円	円	%	円
衛生費	保健衛生費	予 防 費	3,132,000	29,920	1.0	3,102,080
		35				
		環 境 衛 生 費	37,088,000	10,045,691	27.1	27,042,309
		50				
		保 健 所 費	12,070,000	4,588,248	38.0	7,481,752
合 計			52,290,000	14,663,859	28.0	37,626,141

2 監査の結論

監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

[指摘事項]

① 予算の執行状況

- ・政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条では、政府契約の当事者が契約の締結に際し対価の支払時期について書面により明らかにしないときは、その時期を相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなすとされているが、公園を活用した健康づくり事業において、委託契約締結時に当該時期を書面で明らかにしていないにもかかわらず、相手方の支払請求から15日を超えて対価が支払われていた。また、公園を活用した健康づくり事業実施要綱第6条では、委託料の支払いについて請求書を受理してから60日以内に支払うと規定していた。（地域保健課）

③ 書類の整理状況

- ・宿泊型産後ケア事業実施要綱第10条では、実施機関は、サービス終了後7日以内に産後ケア事業実施報告書及び宿泊型産後ケア事業実施記録票により報告を行うものとされているが、所定の期間内に報告されていないものが散見された。（地域保健課）
- ・補助金等の交付に関する規則第12条では、補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、実績報告を行うとされているが、精神保健福祉推進協議会補助金要綱第7条第1項では、次年度も補助金の申請を行うときは、実績報告を申請と同時に行うこととすると規定されており（同要綱第4条第1項により交付の申請は毎年度6月30日まで）、当該規定と齟齬が生じていた。（地域保健課）

④ 財産の管理状況

- ・建築基準法第12条第4項では、国、都道府県、建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する一定の用途・規模を満たす建築物の建築設備等について、損傷や腐食、劣化等の状況を定期的に点検することを義務付けている。保健福祉センターでは、令和3年度に同項に基づく点検を実施していたが、報告された

様式では一部の点検結果が確認できなかった。（保健総務課）

[要望事項]

業務委託契約において、契約書の規定により発注者が受注者に対し、提出または通知、あるいは報告を求めているものの、当該提出等を確認できない契約が散見された。契約書の作成にあたっては、提出物等について必要なものかどうか精査し、契約書に規定した内容については確実に履行されるよう要望する。

都市計画部

1 各課の主な仕事及び予算の執行状況は、次のとおりである。

(1) 都市政策課

① 課の主な仕事

- ・建設局の所管する主要な施策等に係る企画及び総合調整に関すること
- ・建設局の予算及び決算の総括に関すること
- ・都市計画審議会に関すること
- ・株式会社船橋都市サービスに関すること
- ・海老川上流地区の土地区画整理事業に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
70	10	10	10	円	円	円	円
財産収入	財産運用 収入	財産貸付 収入	土地建物 貸付収入	0	※1,680,000	1,680,000	0
		25	10				
		利子及び 配当金	利子及び 配当金	1,750,000	1,750,000	1,750,000	0
合 計				1,750,000	3,430,000	3,430,000	0

※市有財産貸付料

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
45	30	10	円	円	%	円
土木費	都市計画費	都市計画 総務費	22,865,200	633,477	2.8	22,231,723

(2) 技術管理課

① 課の主な仕事

- ・建設技術及び市が発注する建設工事の総括に関する事
- ・工事の品質確保の推進に関する事
- ・工事の検査及び技術検査に関する事
- ・工事の安全対策に関する事
- ・建設技術に係る職員の研修に関する事 等

② 予算の執行状況 (令和3年10月31日現在)

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
45 土木費	10 土木管理費	10 土木総務費	円 38,713,000	円 11,329,100	% 29.3	円 27,383,900
	30 都市計画費	10 都市計画 総務費	462,000	94,834	20.5	367,166
合 計			39,175,000	11,423,934	29.2	27,751,066

(3) 都市計画課

① 課の主な仕事

- ・都市計画の基本方針に関すること
- ・都市計画の決定及び変更に関すること
- ・生産緑地地区に関すること
- ・屋外広告物に関すること
- ・市民参加のまちづくりに係る支援及び調整に関すること 等

② 予算の執行状況 (令和3年10月31日現在)

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	15	25	10	円	円	円	円
使用料 及び 手数料	手数料	土木 手数料	土木 手数料	6,959,000	3,399,530	3,192,240	207,290
65	20	35	15				
県支出金	委託金	土木費 委託金	都市計 画費 委託金	0	※4,400,000	0	4,400,000
70	15	15	10				
財産収入	財産売払 収入	物品売払 収入	物品売払 収入	111,000	58,900	58,900	0
90	35	35	20				
諸収入	雑入	雑入	雑入	320,000	265,770	263,450	2,320
合 計				7,390,000	8,124,200	3,514,590	4,609,610

※都市計画基礎調査委託金

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
45	30	10	円	円	%	円
土木費	都市計画費	都市計 画 総 務 費	84,392,200	9,648,923	11.4	74,743,277

2 監査の結論

監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

[指摘事項]

③ 書類の整理状況

- ・ 補助金等の交付に関する規則第12条では、補助事業者は、当該補助事業等が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、実績報告を行うとされているが、地域まちづくり活動助成金交付要領第6条第2項では実績報告について、交付の可否決定を受けた年度の末日（年度の途中で当該年度の活動を終了した場合は、当該活動を終了した日）から20日以内に提出しなければならないと規定されており、当該規定と齟齬が生じていた。

（都市計画課）

[要望事項]

業務委託契約において、契約書の規定により発注者が受注者に対し、提出または通知、あるいは報告を求めているものの、当該提出等を確認できない契約が見られた。契約書の作成にあたっては、提出物等について必要なものかどうか精査し、契約書に規定した内容については確実に履行されるよう要望する。

生涯学習部

1 各課等の主な仕事及び予算の執行状況は、次のとおりである。

(1) 社会教育課

① 課の主な仕事

- ・社会教育に係る企画及び調査に関すること
- ・社会教育施設の設置に関すること
- ・公民館及び図書館との連絡調整に関すること
- ・ふなばし市民大学校に関すること
- ・視聴覚センターに関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	10	40	20	円	円	円	円
使用料 及び 手数料	使用料	教育 使用料	社会教育 使用料	780,000	330,840	311,700	19,140
90	35	35	20	4,300,000	3,280,000	3,280,000	0
諸収入	雑入	雑入	雑入				
合 計				5,080,000	3,610,840	3,591,700	19,140

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
55	35	10	円	円	%	円
教育費	社会教育費	社会教育 総務費	112,738,000	35,223,582	31.2	77,514,418
		15	1,002,779	0	0.0	1,002,779
		25	13,230,000	976,576	7.4	12,253,424
		視聴覚センター費				
合 計			126,970,779	36,200,158	28.5	90,770,621

(2) 文化課

① 課の主な仕事

- ・文化施設の設置に関すること
- ・芸術文化の振興及び事業に関すること
- ・文化財の調査及び保護に関すること
- ・市民文化ホール、市民文化創造館、郷土資料館及び飛ノ台史跡公園博物館との連絡調整に関すること
- ・埋蔵文化財調査事務所に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	10	10	10				
使用料 及び 手数料	使用料	総務 使用料	総務 使用料	円 9,000	円 10,400	円 10,400	円 0
60	15	30	30				
国庫 支出金	国庫 補助金	教育費 国庫 補助金	社会 教育費 国庫 補助金	1,500,000	1,220,000	0	1,220,000
65	10	25	10				
県支出金	県負担金	教育費 県負担金	社会 教育費 県負担金	240,000	0	0	0
	15 県補助金	45 教育費 県補助金	10 社会 教育費 県補助金	300,000	244,000	0	244,000
70	10	10	10				
財産収入	財産運用 収入	財産貸付 収入	土地建物 貸付収入	362,000	362,230	362,230	0
		20 基金運用 収入	10 基金運用 収入	44,000	94	94	0
	15 財産売払 収入	15 物品売払 収入	10 物品売払 収入	159,000	103,400	103,400	0
90	35	35	20				
諸収入	雑収入	雑収入	雑収入	28,462,000	43,798,965	43,798,885	80
合 計				31,076,000	45,739,089	44,275,009	1,464,080

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
55 教育費	35 社会教育費	10 社会教育費 総務費	円 297,278,950	円 85,105,270	% 28.6	円 212,173,680
		13 文化施設費	61,130,000	52,351,112	85.6	8,778,888
合 計			358,408,950	137,456,382	38.4	220,952,568

(3) 青少年課

① 課の仕事

- ・青少年教育に関すること
- ・青少年キャンプ場に関すること
- ・青少年相談員に関すること
- ・青少年会館及び少年自然の家に関すること
- ・青少年センターとの連絡調整に関すること

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	10	10	10	円	円	円	円
使用料 及び 手数料	使用料	総務 使用料	総務 使用料	30,000	442,653	442,653	0
		40	20				
		教育 使用料	社会教育 使用料	1,049,000	147,400	147,400	0
60	15	30	30				
国庫 支出金	国庫 補助金	教育費 国庫 補助金	社会 教育費 国庫 補助金	879,000	948,000	0	948,000
65	15	45	10				
県 支出金	県 補助金	教育費 県 補助金	社会 教育費 県 補助金	1,350,000	1,275,000	1,275,000	0
90	35	35	20				
諸 収入	雑 入	雑 入	雑 入	2,821,000	989,575	856,592	132,983
合 計				6,129,000	3,802,628	2,721,645	1,080,983

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
55	35	10	円	円	%	円
教育費	社会教育費	社会教育 総務費	39,000	3,975	10.2	35,025
		30				
		青少年対策費	52,354,000	18,872,288	36.0	33,481,712
		40				
		青少年会館費	12,640,000	5,286,287	41.8	7,353,713
		45				
		少年 自然の家費	78,510,000	57,127,744	72.8	21,382,256
合 計			143,543,000	81,290,294	56.6	62,252,706

(4) 生涯スポーツ課

① 課の主な仕事

- ・生涯スポーツの推進に係る企画及び調査に関すること
- ・市民スポーツ活動の普及及び奨励に関すること
- ・船橋市運動公園及び法典公園に係る指定管理有料公園施設等並びに総合体育館及び武道センターに関すること
- ・スポーツ推進委員に関すること
- ・スポーツ健康都市づくりの推進に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	10	10	10	円	円	円	円
使用料 及び 手数料	使用料	総務 使用料	総務 使用料	65,000	65,242	65,242	0
		40	25				
		教育 使用料	保健体育 使用料	11,534,000	9,581,740	8,755,920	825,820
65	15	45	15				
県支出金	県補助金	教育費 県補助金	保健体育費 県補助金	4,643,000	891,000	0	891,000
70	10	10	10				
財産収入	財産運用 収入	財産貸付 収入	土地建物 貸付収入	971,000	1,480,572	278,415	1,202,157
90	35	35	20				
諸収入	雑収入	雑収入	雑収入	38,662,000	37,728,771	37,702,746	26,025
合計				55,875,000	49,747,325	46,802,323	2,945,002

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
55	40	10	円	円	%	円
教育費	保健体育費	保健体育 総務費	219,000	17,505	8.0	201,495
		18				
		体育振興費	84,760,000	37,620,468	44.4	47,139,532
		20				
		体育施設費	587,001,000	309,912,367	52.8	277,088,633
合計			671,980,000	347,550,340	51.7	324,429,660

(5) 公民館

① 公民館の主な仕事

- ・定期講座の開設に関すること
- ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること
- ・各種の団体、機関等の連絡に関すること
- ・施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること
- ・施設及び附属設備の使用料徴収に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

基幹館	中央	東 部	西 部	北 部	高 根 台
地区館	浜 町 宮 本 海 神	三 田 習 志 野 台 飯 山 満 葉 円 台	法 典 丸 山 塚 田 葛 飾	二 和 海 老 が 作 小 室 が 谷 八 木 が 谷 三 咲 松 が 丘 坪 井	夏 見 高 根 新 高 根

地区館を含む予算を基幹館で執行

(歳入)

款	項	目	節	基幹館	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55 使用料 及び 手数料	10 使用料	10 総務 使用料	10 総務 使用料	中央	円	円	円	円
				東 部	44,000	44,541	44,541	0
				西 部	2,000	2,570	2,570	0
				北 部	3,000	3,850	3,850	0
				高根台	15,000	15,650	15,650	0
				計	4,000	4,860	4,860	0
		68,000	71,471	71,471	0			
		40 教育 使用料	20 社会教育 使用料	中央	22,653,000	8,051,817	7,751,860	299,957
				東 部	16,497,000	7,127,271	6,906,560	220,711
				西 部	16,835,000	6,319,240	6,075,154	244,086
				北 部	17,625,000	8,057,219	7,846,475	210,744
				高根台	10,064,000	3,992,989	3,861,653	131,336
計	83,674,000			33,548,536	32,441,702	1,106,834		
70 財産収入	10 財産運用 収入	10 財産貸付 収入	10 土地建物 貸付収入	西 部	1,268,000	1,268,113	1,268,113	0
				北 部	431,000	432,483	432,483	0
				高根台	2,047,000	2,047,353	2,047,353	0
				計	3,746,000	3,747,949	3,747,949	0
90 諸 収 入	35 雑 入	35 雑 入	20 雑 入	中央	464,000	258,306	220,993	37,313
				東 部	869,000	335,376	324,637	10,739
				西 部	624,000	265,791	232,530	33,261
				北 部	1,111,000	358,413	331,046	27,367
				高根台	468,000	242,237	219,857	22,380
				計	3,536,000	1,460,123	1,329,063	131,060
合 計					91,024,000	38,828,079	37,590,185	1,237,894

(歳出)

款	項	目	基幹館	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
55 教育費	35 社会教育費	10 社会教育費 総務費		円	円	%	円
			中央	251,000	5,917	2.4	245,083
			東部	196,000	18,141	9.3	177,859
			西部	274,000	36,125	13.2	237,875
			北部	286,000	45,916	16.1	240,084
			高根台	84,000	7,520	9.0	76,480
		計	1,091,000	113,619	10.4	977,381	
		15 公民館費	中央	266,440,725	115,462,122	43.3	150,978,603
			東部	81,653,000	33,728,595	41.3	47,924,405
			西部	132,280,000	54,880,854	41.5	77,399,146
			北部	138,360,000	61,449,668	44.4	76,910,332
			高根台	90,063,496	37,578,319	41.7	52,485,177
			計	708,797,221	303,099,558	42.8	405,697,663
		合 計				709,888,221	303,213,177

(6) 西図書館

① 西図書館の主な仕事

- ・図書館資料の館内及び館外利用に関すること
- ・オンライン方式による公民館図書室及び三山市民センター図書室の図書資料の管理並びに業務の指導及び助言に関すること
- ・図書館システムによる図書館業務の運営に関すること
- ・図書館業務全体の企画及び運営方針に関すること
- ・中央図書館、東図書館及び北図書館に関すること 等

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	10	10	10	円	円	円	円
使用料 及び 手数料	使用料	総務 使用料	総務 使用料	8,000	8,620	8,620	0
70	10	10	10				
財産収入	財産運用 収入	財産貸付 収入	土地建物 貸付収入	1,739,000	2,267,617	2,267,617	0
	15	15	10				
	財産売払 収入	物品売払 収入	物品売払 収入	112,000	10,390	10,190	200
90	35	35	20				
諸収入	雑収入	雑収入	雑収入	517,000	271,461	227,850	43,611
合 計				2,376,000	2,558,088	2,514,277	43,811

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
55	35	10	円	円	%	円
教育費	社会教育費	社会教育 総務費	377,000	106,778	28.3	270,222
		20				
		図書館費	776,250,000	480,062,383	61.8	296,187,617
合 計			776,627,000	480,169,161	61.8	296,457,839

(7) 市民文化ホール

① 市民文化ホールの仕事

- ・市民文化ホールの管理運営に関すること
- ・主催事業に関すること
- ・施設及び設備の使用承認並びに使用料徴収に関すること
- ・舞台、音響、照明設備等の使用方法の指導に関すること
- ・文化芸術ホール事業基金に関すること

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

市民文化創造館を含む予算を市民文化ホールで執行

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	10	40	20	円	円	円	円
使用料 及び 手数料	使用料	教育 使用料	社会教育 使用料	60,067,000	26,302,560	25,416,020	886,540
70	10	10	10				
財産収入	財産運用 収入	財産貸付 収入	土地建物 貸付収入	94,000	132,550	132,550	0
90	35	35	20				
諸収入	雑入	雑入	雑入	202,000	59,871	33,533	26,338
合 計				60,363,000	26,494,981	25,582,103	912,878

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
55	35	10	円	円	%	円
教育費	社会教育費	社会教育 総務費	50,000	3,254	6.5	46,746
		13				
		文化施設費	201,118,000	105,420,420	52.4	95,697,580
合 計			201,168,000	105,423,674	52.4	95,744,326

(8) 郷土資料館

① 郷土資料館の仕事

- ・博物館資料の収集、整理及び保管に関すること
- ・博物館資料の展示及び館外利用に関すること
- ・市史の編さんに関すること
- ・施設及び備品の管理に関すること
- ・諸行事に関すること

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

飛ノ台史跡公園博物館を含む予算を郷土資料館で執行

(歳入)

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
55	10	10	10	円	円	円	円
使用料 及び 手数料	使用料	総務 使用料	総務 使用料	5,000	5,000	5,000	0
		40	20				
		教育 使用料	社会教育 使用料	363,000	209,400	202,370	7,030
70	15	15	10				
財産収入	財産売払 収入	物品売払 収入	物品売払 収入	188,000	184,770	181,240	3,530
90	35	35	20				
諸収入	雑入	雑入	雑入	175,000	56,610	56,010	600
合 計				731,000	455,780	444,620	11,160

(歳出)

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
55	35	10	円	円	%	円
教育費	社会教育費	社会教育 費	1,016,950	394,473	38.8	622,477
		50				
		博物館費	41,000,000	15,180,275	37.0	25,819,725
合 計			42,016,950	15,574,748	37.1	26,442,202

(9) 青少年センター

- ① 青少年センターの仕事
- ・青少年健全育成に関すること
 - ・青少年センターの維持管理及び利用に関すること
 - ・青少年補導委員に関すること

② 予算の執行状況（令和3年10月31日現在）

（歳入）

款	項	目	節	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)
65	15	45	10	円	円	円	円
県支出金	県補助金	教育費 県補助金	社会 教育費 県補助金	250,000	250,000	250,000	0

（歳出）

款	項	目	予算現額 (A)	支出命令額 (B)	執行率 (B)/(A)	予算残額 (A) - (B)
55	35	10	円	円	%	円
教育費	社会教育費	社会 教育費 総務費	249,000	56,342	22.6	192,658
		35 青少年 センター費	14,760,000	7,280,293	49.3	7,479,707
合計			15,009,000	7,336,635	48.9	7,672,365

2 監査の結論

監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

【指摘事項】

① 予算の執行状況

- ・債権管理条例施行規則第5条第1項では、債権管理条例第6条の規定による督促は履行期限後30日以内に行うものとしてされているが、葛飾公民館自動販売機電気料（令和2年度10月分～12月分）において、履行期限の経過後に督促を行っていないかった。（西部公民館）
- ・青少年育成団体事業費補助金交付要綱及び青少年団体事業費補助金交付要綱では、各要綱第6条で、補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金交付申請書で申請し、各要綱第7条で、申請があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定することとなっているが、各団体に対し交付申請の受付を行う

旨の通知及び申請に係る書式を送付する際、すでに交付申請額を予算満額で記載した補助金交付申請書を送付していた。

また、各要綱第13条第2項では、概算払請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは概算払いをすることとなっているが、上記の送付の際、すでに補助金交付決定額、概算払い申請額及び概算払いを必要とする理由を記載した概算払請求書を送付していた。

さらに、青少年育成団体事業費補助金要綱第5条第2項では、市長は必要があると認めるときは、第2条各号に規定する団体ごとに補助対象経費の一部について前項で規定する補助率を変更できることとなっているが、一部の団体からの申請に対し認否を確認する決裁が見当たらなかった。（青少年課）

- ・地方自治法第167条の2第1項第1号及び契約規則第25条では、随意契約によることができる場合として契約の種類ごとに額の範囲が規定されているが、学校開放事業用モップ借上料の契約において、本来であれば年間契約が可能であり、年額で計算すると額の範囲である40万円を超えることから入札を行うべきところ、2か月毎に契約締結し、予定価格が額の範囲内に該当するとして1者による随意契約を行っていた。（生涯スポーツ課）

[要望事項]

令和2年4月1日付け契約規則改正により、標準契約書式が変更となり、瑕疵担保責任から契約不適合責任とするよう改められているが、部内の複数課において契約書が改められておらず、また支払期日及び方法が未記載の仕様書が散見された。契約書の作成にあたっては、法令改正や条項について注意をもって確認し、仕様書の作成にあたっては、受注者との間で解釈に違いが生じることのないように必要事項を確実に記載されるよう要望する。